

令和6年度 第3回甲賀市下水道審議会 概要報告

1. 開催日時 令和7年2月6日（木） 午後2時00分から午後3時50分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 議 事 令和7年度甲賀市下水道事業会計予算（案）について
令和7年度一般会計（浄化槽関係）予算（案）について
甲賀市下水道事業経営戦略の見直しについて
甲賀市浄化槽維持管理事業補助金交付要件の変更について
4. そ の 他 甲賀市上下水道耐震化計画について
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出 席 者
委 員 的場委員、金森委員、藤田委員、藤本委員、
鵜飼委員、門坂委員、西岡委員、波多野委員 以上8名

事務局 上下水道部 西田部長、杉本次長
下水道課 井上課長、門坂課長補佐、中川係長、本田係長、
田村係長
上下水道総務課 谷口課長、山本課長補佐、武村係長、和田係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は、10名中8名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の会議内容の公開、非公開について、当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

本日の資料には、個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれていませんので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

（全員異議なし）

○議 事

事務局

- 令和 7 年度甲賀市下水道事業会計予算（案）について
 - 令和 7 年度一般会計（浄化槽関係等）予算（案）について
- 資料に基づき説明

（質疑）

委員

資料 24 ページの令和 7 年度当初予算における雨水対策経費の概要で、企業債利息が約 600 万円出ているが、工事費は基本的に企業債で借入れていると理解してよいのか。

事務局

雨水事業については、主に企業債と補助金で事業を行っています。

委員

工事費は起債対象になると思うので、全額借入れをしているという理解でよいのか。

また、雨水の工事費の金額は、全額市の一般会計から繰出しされていると考えてよいのか。

そうであれば、一般会計から全額工事費が出ているのに、なぜ企業会計で同じ借金をしているのか。本来なら、企業債利息は絶対発生しないはず。なぜ借入れする必要があるのかを教えて欲しい。

事務局

一般会計からの繰入れに対しては、事業実施に対して企業債を借入れたものの、一定の基準の中で繰入れをするもので、雨水対策事業については、借入分に対して 100%繰入れとなっています。

企業債の借入れについては、事業費を平準化するという部分もあり、有効活用して事業を進めるのも 1 つの考え方と思っています。

委員

国の大原則として河川・雨水工事は一般会計で行う業務なので、下水道使用料ではいけない。

一般会計で事業を行えば、企業会計で借金する必要はないし、利息分を下水道使用料から払う必要はないわけで、そこは理解できない。

なぜ、雨水事業を下水道会計で行って、無駄な出費をするのか。わざわざ借りる必要はないと思うが。

事務局

企業会計への移行時に、下水道事業としての業務や費用配分の協議を行った中で、現在の形になっています。

当然、大原則として雨水事業は一般会計と思っていますが、ご意見いただきましたので、当時のことを改めて確認しましてお返事させていただきます。

委員

確かに使用料収入は減少していき、非常に厳しいというのはわかる。

借入金の返済は毎年使用料収入と同じぐらい返済していくとなれば、人件費や維持管理費はどこから支払うのかがよくわからない。

これから耐震化も含め、更新事業が増えてくる。私の経験則では、整備費の 3 倍ぐらい費用がかかるうえ、人材不足もあるので、現実的にできるのか心配する。

だから、今までの方針を変えて、管路を廃止するような方法を考えないといけないが、個別合併浄化槽でしか、たぶんできないのではと思う。

今までは、県から公共下水道の促進ばかりを言われ、どの市町も一緒に、やむを得ずやってきたのだが、これからは農村下水道や個別合併浄化槽に光が当たってくる気がする。

工事費が3倍もかかるような時代になってから、審議会で議論しても解決はできないので、今一度、将来を見越した経費を計算し、想定して、大きな方針転換をするなど、何らかの対策を打たないといけないと思う。

滋賀県の流域下水道も、もう50年近く経過しているので、今後更新が増加することも見越して十分に将来の方針を検討していただかないと、お金も、人も、何もかも足らなくなって、最終的には大変なことになると思う。

会長 将来的な展望も含めてのご意見ですので、今すぐ答えられないこともあると思います。検討いただき、機会があれば説明願います。

委員 資料7ページで「税抜き」に比べて「税込み」はかなり大きい額になっているが、これはどのような勘定になっているのか。

次に、18ページで「使用料改定（未実施）の差額分」とあるが、未実施とわざわざ記載している意味を教えてください。

また、24ページで、⑥収支差額が▲5,025になっているが、計算式からすると「▲（マイナス）」は付かないのではと思う。

事務局 資料7ページの税込みと税抜きの違いは、前年度の事業費等の税の支払い分が多くなりますので、その分を差し引くと差額分が多くなると計算をしています。消費税はお預かりした消費税から、支払った消費税を差引して納めますので、単純にお預かりした消費税よりも支払いをした消費税の金額が多いということで、税抜きはこのような収支となります。

次に、18ページの「（未実施）の差額分」については、令和3年8月に使用料改定の答申をいただき、本来であれば料金改定が1回行われ、増収されているはずの分に対して、一般会計からの繰入金で確保しているという意味で記載しています。

また、24ページの計算につきましては、収入が多くて、支出は少ないため負担金で賄っていることの表記として作成しています。

委員 資料24ページの減価償却費で、将来負担として、今の雨水事業の維持管理も公営企業で行っていくつもりか。

事務局 雨水管を下水道事業の資産としていますので、将来的な更新についても、現時点では下水道事業で行っていかないとはいえないと考えています。

委員 その財源は、どうするつもりなのか。

事務局 今後、雨水管の更新時期等が来たときに、財政部局等と協議するよう考えています。

委員 これは、公営企業のスタンスとしては基本的なことであるので、過去は知らないが、審議会でもどこまでが公営企業の業務の範疇か議論されるべき内容である。

また、議会も含めて議論されるべき大きな方針であるように思うが、どのように考えているか。

事務局 ご意見いただいていることは当然かと思いますが、過去の経過等もございしますので、確認して対応を考えていきたいと思います。

会長 雨水事業を下水道会計が負担するのは、おかしいことと考えるのは正しいと思います。過去はそうだったにしても、いずれしっかりと方針を決めなくてはいけないと思いますので、事務局として方針を決めて、皆さんに諮り、検証していただくことを検討してください。

事務局 資産は下水道事業になっていますが、日頃のメンテナンス等は一般会計で負担していますので、経緯等を確認して対応を考えます。

副会長 原理・原則的なところから確認した結果を教えてくださいたいと思います。

会長 お願いになりますが、円グラフの色分けで凡例はあるが、凡例とその色の仕分けがはっきりわからないので、凡例の横にパーセンテージを記載いただきたい。

事務局 ——— 甲賀市下水道事業経営戦略の見直しについて
資料に基づき説明

(質疑)

委員 資料24ページ、料金収入のところで令和9年度と令和12年度に使用料改定するということだが、令和9年度が7%、令和12年度が8%で料金改定を見込んでいるのか。

事務局 使用料改定は、今は見込みという状況ですが、令和3年8月の答申で、第1段階は7%、第2段階は8%の割合となっていますので、令和9年度と令和12年度で見込むという計画をしています。

ただ、時期については、どの時期に何をするのかを計画に盛り込む必要があることから、現時点から検討を始めた最短での見込みとして記載しているものですので、必ずというものではありません。

- 委員 「資料２・追加」資料の吹き出しに「動力費、修繕費は物価上昇率２％を見込んでいます」と書いてあるが、表内では動力費も修繕費も年々下がっているがどうか。
- 事務局 当該年度で必要となる経費を積算しており、現時点での積算額に対して２％を加算しています。基準年から毎年２％ずつ上がるという計算ではないため増減があります。
- 委員 それは使用水量が減っていくから、処理水量が減っていくということか。
- 事務局 水量が減ると動力費、電気代なども減ります。
また、施設の管理数の減少も電気代や修繕費に影響が出ます。農業集落排水施設の公共下水道への接続替えについても、時期は未確定ですが減少していくという見込みで計画を立てていますので、このような減少幅になっています。
- 委員 職員の基本給は１％の上昇を見込んでいるのに、変わっていないのはどうか。
- 事務局 申し訳ありません。誤りですので改めます。
- 副会長 市民目線での要望になるが、この経営戦略を市民の方にも見てもらうことを考えると、表現が硬い。例えば「趣旨と目的」でいきなり「必要な経費を使用料で賄うことができず」と結構暗いことが書いてある。もちろんそれが現実だということはよくわかるが、もう少し明るい感じを出す方がよいと思う。
企業のホームページで経営戦略を見ていても「ミッション、ビジョン」などがすごく大事で、「ミッション」では、甲賀市下水道は何をするのか、何を使命として持っているのか、それに対して「ビジョン」が資料１２ページに当たると思うので、もう少し前に押し出してもよいと思う。
総務省のガイドラインがあると思うが、例えば、滋賀県の下水道中期ビジョンは、スローガンみたいなことが書いてあって、そういうものが書いてあった方が市民として、希望が持てて、頑張ってもらいたいと思えるような、そういう経営戦略になると思った。
- 事務局 今回は「見直し」のため、総務省の基準に沿った順番で、前回策定した構成と同様にしていました。レイアウトは、もう少し検討したいと思います。
- 委員 資料１５ページの「①今後の投資・その他の取組」に、「信楽地域は令和１０年度末までを目指して」とあるが、今工事をしている長野の下水道工事のことか。

事務局 はい。令和10年度を目指して整備を行っており、昨年度末にも整備の見直しを行い、地元に周知させていただきました。

委員 昨年の進捗は、計画に沿って順調に進んでいるか。

事務局 やむを得ず翌年度に繰越することも生じていますが、完成に向け進めたいと考えています。

委員 資料15ページの「①今後の投資・その他の取組」に、「不明水については費用対効果を検証」とあるが、実際どうなのか。不明水が増えることで、流域負担金も増えてくるだろうし、管路の維持管理についても大きな費用がかかってくる。

不明水の費用対効果、現在の実施状況と進捗、今後の方針を聞かせほしい。

また、国のPPP、PFIについては、具体的に何か検討されている場所、方法はあるのか。

事務局 不明水対策は、1%上げるのに多大な労力、費用を要します。老朽管の増加と比例して、不明水が年々増加傾向にあるのを何とか食い止めている状況です。

具体的には、希望ヶ丘地域で、古い下水道管の移管を受けたことから、マンホール管口などの止水対策を行っています。

ウォーターPPPの進め方ですが、現在は令和6年度から3年間の長期継続契約で、民間事業者にも業務委託をしています。約1年が経過して、検証としては、職員の時間外勤務が削減できたと感じています。

今後は、令和7年度に包括的業務委託の検証と次期包括的業務委託の検討を行い、令和8年度には令和9年度から11年度までの3年間で同じような包括的業務委託を行いたいと考えています。

その後は、管路の更新事業に対する国の補助金等の交付要件を満たすため、ウォーターPPPの導入を進めたいと考えています。

委員 管路の更新だけか。補修修繕の管更生は補助の対象にならないのか。

事務局 管更生や施設更新の補助金を国から受けるための要件として、ウォーターPPPの導入が基準とされています。

副会長 資料15ページのPPP、PFIなど民間活用に関して、委託によって職員の時間外勤務が減少したのはよいことだが、委託は難しい。相手が委託業務を適切に行っているのか、しっかりチェックしないといけないということが一般的な問題としてあると思う。

もちろん、国の方針に沿って進めることはすごく大事なことが、下水道は安全安心が何よりも大事であるため、チェックがしっかりできているか確認したい。

事務局 現在取り組んでいる包括的業務委託は、毎月1回、進捗管理のヒアリング、部分検査を行っています。

検査後には、関係職員でミーティングを行い、修繕の状況や業務の優先確認など細かなところまで、コミュニケーションを図りながら取り組んでいます。

委員 資料7ページの「(7) 民間活力活用の状況」について、料金徴収などもお客さまセンターに委託しているということだが、債権回収は職員がしないといけない業務だと思うが。

事務局 料金の徴収業務で、窓口対応や訪問などを業務委託しています。法的手段や債券管理については職員が行い、連携・情報共有しながら行っています。

委員 下水道使用料は、これから改定を計画されているが、県内でも体系は違っている。

資料5ページに使用料の体系があるが、1か月分だと基本料金に収まるが2か月分になると高い料金に上がっていくので、絶対的に2か月目は高い料金を支払うことになって、市民にとっては高負担になる。

そういったことを市民が理解しているのかわからないため、市民が理解するための努力がますます必要になると思う。ただ単に前例踏襲ではなく、丁寧に説明していかないと厳しいと思うので、丁寧な説明をお願いしたい。

事務局 前回の検討時にも、いろいろな形で検討をいただいた中で、改定割合等を決定いただいています。

今後、実際に検討いただく際には、できるだけ丁寧な資料を作成して審議いただき、市民の方へも広報していきたいと思います。

会長 それでは、他に意見や質問もないようですのでお諮りしたいと思います。いただいた意見については、事務局からの回答にご了承いただき、修正は事務局に一任し、再度委員会は開催しないことでよろしいですか。

(全員異議なし)

事務局 ——— 甲賀市浄化槽維持管理事業補助金交付要件の変更について
資料に基づき説明

(質疑)

委員 浄化槽の組合を設置して補助金を出している地区は、信楽の約8か所から今後増える予定はあるのか。

事務局 あと4地区の可能性があり、その中の3地区が現在前向きに検討していただいています。説明、協議を進めているところです。

委員 それは全部信楽か。甲南、甲賀、水口もあるのか。

事務局 信楽の3地区と、水口の浄化槽区域で1地区です。

事務局 ——— 甲賀市上下水道耐震化計画について
資料に基づき説明

(質疑)

委員 耐震化計画の中で財政計画はあるのか。

事務局 今のところ財政計画、資金計画等は立てていません。あくまで、この計画はどの施設を重要施設に設定するか、また令和11年度末の目標値を設定するのみの計画となっています。

財源確保については、次年度以降に費用などの検討を行い、整備計画という形でお示しすることになると思います。

委員 先ほどの収支計画に反映させると大きく変わってくる可能性があるので、早急に作成し直さないといけないと思う。

経営戦略についても、将来の予算規模が大きくなると思うので、早くリンクをして調整しないと、今審議会で議論しても意味を持たなくなってしまう。

事務局 経営戦略は、3年から5年で見直しとしていますが、大きな変更が出た時点で、都度見直すこととしています。

また、整備計画で金額が出た段階で、経営戦略に反映したいと思います。

委員 大地震のときに停電が起きるが、停電すれば施設は動かなくなると思う。電力復旧に対して電力会社には何かお願いしていることや、早期復旧するための方策は立てているのか。

事務局 土山と信楽の単独処理場には自家発電を備えていますので、ある一定の期間は大丈夫であると思っています。

この計画では、甲賀市役所を第一に優先する計画になっています。

ここから、県の流域の幹線までは自然流下で流れるようになっており、特に施設等はありませんので電力は必要ありません。

また、災害協定も結んでいますので、支援をいただきながら対応したいと考えています。

委員 これからも甲賀市の人口は増えないため、下水道使用料も減っていくとなれば、使用料改定も1つかもしいない。

ただ、何十kmに及ぶ管路の維持管理はかなり大変で、補修もお金がかかる。そこで、例えば下水道地域の変更をして、合併浄化槽に全部切り替えることができれば、管路の維持管理はいらなくなる。

あと、土山オー・デュ・ブルと信楽水再生センターについては、浄化槽汚泥の搬入ができるならば、浄化槽を増やすことによって、汚泥処理もできると思う。

市役所の中には、なかなか専門的技術者が増えないし、いないのが現実かと思う。市役所は行政としてのチェックは必ず必要だと思うが、包括的業務委託をしている業者の方が、現場等の細かいところも知っており、専門的技術者もいるので民間の方がよいと思う。

会長

今のご意見について、また検討をお願いします。

下水道事業の大きな転換点に来ているのではないかとの意見も課題として検討いただき、審議会に投げかけてほしいと思います。

事務局

—— その他（行政区域界をまたいだ公共下水道の接続について）
状況を説明

（質疑）

委員

所在が甲賀市内となると、受益者負担金は賦課されるのか。

事務局

隣接する市の方の負担金として、今後接続協議を進めることになります。

委員

下水道法で、隣接する市に流す場合には、汚水桝を甲賀市に設ければ、甲賀市の公共下水道エリアとして甲賀市の受益者負担金になると理解をしていたが、研究されているか。

事務局

まだ具体的な話は出ていませんが、今後、協議を進めることとなれば、地方自治法に基づいて協議を進めることで検討していきます。

委員

甲賀市で本管整備をして、隣接の市と接続協議さえすれば、大きな受益者負担金収入となるので、整備すればと思う。甲賀市に有利になるようにしていただきたい。

事務局

—— その他（埼玉県の陥没関連について情報提供など）

事務局

今、マスコミなどで出ている埼玉県の陥没関連について、情報提供させていただきます。

国土交通省から1月29日に、1日に30万m³を処理する大規模な処理施設や、そこへ接続投入される口径2m以上の下水道管について、緊急点検をするよう通達が来ました。対象となるのは7つの県で、近畿では、大阪、兵庫、奈良です。

甲賀市の所管しているものは対象となりませんが、市独自で点検を行いました。今の耐震化計画で対象となる土山の処理場から重要施設までの管路、信楽処理場から重要施設までの管路、流域関連では、投入点までに流れ込む主要な管路の点検を行い、特に問題ないことを確認しました。

また、5年に1度以上点検する腐食の恐れがある施設について、翌年度に修繕を見込んでいる箇所についても点検を行い、異常がないことを確認しています。

委員 市のホームページに挙がっている土山の土地は競売の土地か。

事務局 競売ではなく、遊休土地の利活用として、土地の販売を掲載しています。

会長 他に意見、質問もないようですので終了します。